

介護 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

閩高齢介護課（市役所1階11番窓口） ☎32-2070

高齢者の保健や福祉、介護保険施策を推進するため、「津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（実施期間：平成30～32年度）を策定しました。

基本理念 「高齢者ができる限り住み慣れた地域で はつらつ暮らせる 支え合いのまち つやま」

平成30～32年度の介護保険料は、負担能力に応じた10段階の所得区分になっています。

介護保険料

市民税課税状況		所得区分	段階	保険料率	保険料(年額)	
世帯	本人					
生活保護受給者		老齢福祉年金受給者	第1段階	基準額×0.45	31,860円	
非課税	非課税	前年の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計金額				80万円以下
		80万円超120万円以下	第3段階	基準額×0.75	53,100円	
		120万円超	第4段階	基準額×0.80	56,640円	
		80万円以下	第5段階	基準額×1.00	70,800円	
課税	課税	前年の合計所得金額	80万円超	第6段階	基準額×1.20	84,960円
			120万円未満	第7段階	基準額×1.30	92,040円
			120万円以上200万円未満	第8段階	基準額×1.50	106,200円
			200万円以上300万円未満	第9段階	基準額×1.70	120,360円
			300万円以上600万円未満	第10段階	基準額×2.00	141,600円
		600万円以上				

※計画書は、高齢介護課または各支所・出張所担当課の窓口で配布しています（市ホームページから印刷可）

※保険料の算定方法など、詳しくはお問い合わせください

社会援護

保護司の活動をご存知ですか

閩生活福祉課 ☎32-2063、岡山保護観察所津山駐在官事務所（山下） ☎24-4868

市では、津山地区保護司会と協力し、犯罪や非行のない地域社会をつくる活動を行っています。

保護司は、罪を犯した人や非行をした少年の立ち直りを地域で支えるためにボランティアで活動する人です。農林水産業や製造業、サービス業、主婦など幅広い分野の人たちが、保護司として活躍しています。

保護司の活動

生活環境の調整 少年院や刑務所に収容されている人が、円滑に社会復帰することができるよう、釈放後の帰住予定地の調査や引き受け人との話し合い、就職先の確保などを行い、必要な受け入れ態勢を整えています

保護観察 犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、立ち直るための指導や生活する上での助言、就労の手助けなどを行っています

犯罪予防活動 地域や学校、警察などと連携し、犯罪や非行を未然に防ぐための啓発などを行っています

第68回社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。啓発のため、パレードや黄色い羽根の配布などを行います。

啓発パレード

とき 6月30日(土)午前10時30分～

ところ アルネ・津山東広場（新魚町）、ソシオ一番街

スポーツ

策定しました「津山市スポーツ推進基本計画」

閩スポーツ課（津山総合体育館内） ☎24-0202

基本理念 ～スポーツを通じて咲かせよう 夢と希望の花が咲き誇るまち つやま～

市では、スポーツを通じて、「誰もが健康で明るく活力のある生活を送ることができるまちづくり」と「人と地域との交流を促し地域の一体感と活力が生まれるまちづくり」を目指して、津山市スポーツ推進基本計画を策定しました。

この計画に沿って、「生涯スポーツの推進」「スポーツ環境の整備」「競技力の向上」「スポーツを通じた地域の活性化」に取り組んでいきます。

皆さん、積極的にスポーツ活動に取り組んで、健康的な生活を送りましょう。

実施期間 平成30～39年度（10年間）

閲覧方法 市ホームページまたは窓口

津山市スポーツ推進基本計画 [検索](#)



スポーツ

ご利用ください「津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金」

閩スポーツ課（津山総合体育館内） ☎24-0202

市では、競技力の向上やスポーツを通じた交流人口の増加、地域の活性化を目的に、津山市で開催されるスポーツ大会や合宿に市外から参加し、津山市内の宿泊施設を利用する団体に対して、補助金を交付しています。市内でスポーツ大会を開催し、市外からチームを招待する時や、市外のスポーツチームの合宿を誘致する時などに、該当する団体にぜひ紹介してください。

交付対象・要件 市外の団体が、津山市が所管する体育施設で2日間以上開催される大会や合宿に参加し、市内の宿泊施設に延べ10人以上（大会は延べ100人以上）宿泊すること

補助金額 宿泊する市外からの参加者の延べ人数により算定します

10人～19人＝人数×1千円

20人～29人＝2万円

30人～39人＝3万円

40人以上＝10人ごとに1万円加算（上限30万円）

※事前または大会や合宿の期間中に申請が必要です（事後申請は不可）

※申請方法や交付要件など、詳しくは市スポーツ課ホームページをご覧ください

津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金 [検索](#)

